

関係大学  
海外留学支援制度(大学院学位取得型) 御担当者様

独立行政法人日本学生支援機構  
留学生事業部海外留学支援課

会計年度終了に伴う奨学金等支給事務の適正な実施について

本機構留学生事業につきましては、平素より格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、海外留学支援制度(大学院学位取得型)奨学金支給事務において、派遣学生の留学先大学における留学生としての在籍を確認できない場合や、支給済みの授業料に減額があった等の理由により奨学金や授業料の返納が生じる場合、**平成31年4月5日(金)**までに必ず本機構への返納を完了する必要があります。「事務手続きの手引き」等関係書類を今一度ご確認ください、遺漏のないよう十分にご留意ください。

なお、奨学金等支給事務の適正な実施については、「平成30年海外留学支援制度(大学院学位取得型)審査結果について」(平成30年3月2日付文書)及び「海外留学支援制度(大学院学位取得型)派遣学生の平成30年度継続支援及び平成30年4月の奨学金等支給申請について」(平成30年3月13日付文書)の際にご案内し、以下のホームページに掲載の上、周知を図っているところですが、下記の事項については、特にご留意の上、支給事務を行うようあらためてお願いいたします。

適正な支給事務が行われていない場合には、支給済みの奨学金や授業料を返還していただくとともに、本機構実施の留学生支援諸事業への申請・参加をご遠慮いただくことがありますので、くれぐれもご注意ください。

また、人事異動等により担当者の交代が生じる場合は、後任の方に対し、本事務手続きについて確実に引き継ぎくださいますようお願いいたします。

○「事務手続きの手引き」等関係書類掲載ページ

[http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshastudy\\_a/long\\_term\\_h/pass.html](http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshastudy_a/long_term_h/pass.html)

記

1. 奨学金は、派遣学生の留学先大学における留学生としての在籍を毎月確認した上で、ひと月分ずつ支給してください。当月の在籍を確認できない場合は、奨学金を本機構へ返納してください。  
当月の在籍を確認する際には、必ず記録の残る方法で実施・保管(留学期間の終了月の属する年度の年度末から5年間)してください。  
(注意) 在籍確認は、奨学金支給対象月ごとに必ず実施してください。①複数月の在籍確認をまとめて行う、②前月に行った在籍確認に基づき奨学金を支給する、といった方法は認められません。
2. 授業料は、派遣学生の留学先大学における留学生としての在籍を確認した上で、当該月分の奨学金とともに支給してください。
3. 奨学金及び授業料の支給時には、銀行等金融機関の振込明細書等、送金を証明できる書類を大学にて保管(留学期間の終了月の属する年度の年度末から5年間)してください。当該書類は、必要に応じて本機構へ提出していただくことがあります。
4. 奨学金及び授業料は、所定の全額を派遣学生へ支給してください。銀行等、金融機関からの送金による支給を行い、振込手数料を大学が負担できない場合は、振込手数料を差引いた上で送金する旨の合意文書を、事前に大学と派遣学生との間で交わし、合意文書を大学が保管(留学期間の終了月の属する年度の年度末から5年間)してください。

本件に関する照会先：

独立行政法人日本学生支援機構 海外留学支援課 学位留学係

〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

TEL 03-5520-6014 FAX 03-5520-6015 E-mail iso3@jasso.go.jp